

教育委員会 平成20年度6月定例会会議録

平成20年6月18日（水）鎌倉市役所 講堂

9：30開会、11：20閉会

出席委員 藤原委員長、仲村委員、梅津委員、宮崎委員、熊代教育長

（会議経過）

藤原委員長 定足数に達したので、委員会は成立した。これより6月定例会を開会する。

本日の会議録署名委員を宮崎委員に願います。

日程に従い議事を進めるが、報告事項として、「深沢小学校用地の提供について」が提出されたので、課長等報告に追加したいと思う。

後ほど課長等報告で「国指定史跡の追加指定について」、「保存管理計画の策定について」及び「世界遺産登録に関する準備状況について」があるが、この件について事務局から市長部局の世界遺産登録推進担当職員を出席させたい旨の申し出があったので、これを了承し出席させているので承知おき願いたい。

また、このうち「世界遺産登録に関する準備状況について」の報告は、文化財課所管事務と関連するが、市長部局の所管事務であるため、市長部局の担当課長から報告を受けることになるので重ねて承知おき願いたい。

日程に従い、議事を進める。

<日程第1 報告事項>

藤原委員長 日程第1 報告事項に入る。

1 課長等報告

(1) （仮称）鎌倉美術館整備方針の策定について

生涯学習部次長兼生涯学習課長 寄贈された野村総合研究所跡地において、歴史の博物館とともに整備が予定されている（仮称）鎌倉美術館については、昨年8月の当委員会において「（仮称）鎌倉美術館検討委員会」を設置し、今までの「美術館の基本構想」や「複合博物館の基本計画（案）」の考え方を踏まえた上で、美術館の作品収集方針、展示方針、運営方針などについて検討・検証を行うことを報告した。その後、5回の検討委員会での審議を経て（仮称）鎌倉美術館整備方針案が検討委員会により取りまとめられ、それを更に精査し、鎌倉市の整備方針として整理し策定したので、その概要について報告する。

（仮称）鎌倉美術館整備方針は、第1章 基本的な考え方、第2章 事業活動計画、第3章 施設計画、第4章 管理運営計画の4章により構成してある。

第1章では、基本的な考え方として、明治以降多くの芸術家が鎌倉にあこがれ、移り住みこの地で優れた作品を生み出してきたという特徴的な事象があり、そうした中で生まれた作品を収集し、身近に鑑賞できる美術館が待望されていることから、鎌倉ゆかりの芸術家作品の展示、収集、保存、継承を美術館の大きな柱としていること。そして、更に鎌倉の未来を担う子どもたちに資する施設として、周囲の恵まれた自然環境も活用しながら、豊かな感性を育むことのできるような展示や教育普及活動を展開していくことなども美術館が目指すべきものとしてまとめている。ここでは、(仮称)鎌倉美術館の特徴を4項目掲げている。まず、鎌倉ゆかりの作品の収集・保存だけでなく、作者と鎌倉とのかかわりや、その作品が収集されるに至った経緯もひとつの「ゆかり」として探っていくこと。また、市民・芸術家・他の美術館との交流から新たな「ゆかり」を生み出して行く美術館とすること。次に、周囲の自然環境も活動の重要なフィールドとして、美術活動を展開すること。また、色彩や造形など美術の基本に関する展示や教育普及活動を通して感性を育成し、「美」を知り、生み出すような活動を展開すること。そして、歴史の博物館との複合施設となることから、相互に協調することにより効率的かつ魅力的な運営を目指すことの4点を特徴として記載している。

第2章事業活動計画では、第1章で掲げた考え方を実現していくための美術館の事業活動の詳細をまとめている。まず、収集・保存活動では、5頁にかけて、鎌倉ゆかりの優れた作品などの寄贈・寄託を積極的に推進するとともに、時機に対応した購入が可能となるように、購入基金の設置を検討するとしている。また、収集分野では近現代に製作された油彩画、日本画などの平面作品を中心としていくものとしている。調査研究活動では、調査活動のテーマを「鎌倉ゆかりの芸術家及びその作品」を基本に「次代を担う若手芸術家の活動」と「子どもたちの鑑賞活動・美術創作活動」と設定し、調査研究の成果についてはホームページなどを活用し、広く紹介していくものとしている。展示活動では、既存建物の再活用、歴史博物館との併設という特性を個性として活かしながら、展示室では可動壁面を用いて、常設展示、企画展示、また、感性の育成につながる展示を効率的に展開していくものとしている。そのほか、市民ギャラリーを設けることや、教育普及活動で製作された作品の商店街や駅などのまちなかでの展示を計画している。教育普及活動では、ワークショップ、ギャラリートーク、講座・講演会、専門家との交流、広報活動などを通して分かりやすく楽しく学べるような「育み」「つながり」「伝える」活動を展開していくものとしている。

第3章施設計画では、平成18年3月にまとめられた「複合博物館・市民活動交流館基本計画(案)」の内容から美術館の延床面積をおよそ3,300㎡と設定する中で、建物の再生活用ということ念頭に諸室の構成を検討している。15～16頁は、施設の機能と来館者と管理者の動線を示し、17～18頁では、本館の一部で美術館を整備するとした場合のおおまかな配置案を掲載している。

第4章管理運営計画では、多様な活動を展開する美術館を適切に運営していくため、館長や学芸員などの配置が必要なこと。また、運営形態については、指定管理者制度導入の可能性も含め今後検討していくとしている。また、今後の課題として(仮称)鎌倉美術館検討委員会から課題として提示された事項として4点を記載している。まず、野村総合研究所跡地での複合博物館という特性を踏まえる中で、交通アクセスの問題、そし

て敷地全体のランドデザインの必要性。また、美術館の詳細を検討していくために、将来中心となる学芸員を参加させた準備室の早期設置、そして収集活動を推進するための美術館専門の収集委員会の設置の4点が今後の課題として提示されている。以上が策定した（仮称）鎌倉美術館整備方針の概要だが、この整備方針については、この後、鎌倉市のホームページで公開することを予定している。

また、この整備方針を受けて今年度は、専門家6名程度をメンバーとする新しい検討委員会を立ち上げ、既存建物の中での具体的な諸室の配置計画などを審議いただくことを予定している。

(2) 国指定史跡の追加指定について

文化財課長 今回報告する史跡追加指定5件に関しては、平成20年2月開催の当委員会において文部科学大臣宛に史跡追加指定申請を行った旨報告した。その後、平成20年5月16日付をもって国の文化審議会から追加指定するよう答申されたので報告するものである。

議案集3頁の「国指定史跡の追加指定案件の概要」をご覧ください。まず、「国指定史跡の追加指定案件の概要」の1段目の「寿福寺境内」だが、併せて4頁の「国指定史跡寿福寺境内追加指定範囲図」をご覧ください。史跡名称は「寿福寺境内」で、追加指定箇所の所在地は「鎌倉市扇ガ谷一丁目93番8」となる。追加指定の理由の要旨だが、『源頼朝の父義朝が館を営んだ地に、北条政子が栄西を開山に招いて建立した寺院で、現在も往時の鎌倉五山第3位の寺格にふさわしい禅刹の姿を伝える。石切山の裾部のやぐら群、切岸等が存在する箇所を追加指定して保護の万全を図る。』との内容になっている。追加指定範囲は、「国指定史跡寿福寺境内追加指定範囲図」の太枠内を斜線で示した1箇所である。追加指定面積は99㎡で、史跡全体の面積は、既指定地41,272.48㎡と合わせ41,371.48㎡となるものである。

次に、「国指定史跡の追加指定案件の概要」の2段目の「永福寺跡」であるが、併せて5ページの「国指定史跡永福寺跡追加指定範囲図」をご覧ください。史跡名称は「永福寺跡」で、追加指定箇所の所在地は「鎌倉市二階堂137番1ほか」となる。追加指定の理由の要旨であるが、『源頼朝が奥州合戦の時に見聞した平泉の浄土寺院に倣って鎌倉の地に建立した壮大な寺院跡。文治5年（1189）に建設が始められ、二階堂、阿弥陀堂、薬師堂の三堂のほか、多数の建物が順次整備された。これまで未指定であった5箇所を追加指定して保護の万全を図る。』との内容になっている。追加指定範囲は、「国指定史跡永福寺跡追加指定範囲図」の太枠内を斜線で示した区域で、追加指定面積は、383.76㎡で、史跡全体の面積は、既指定地87,079.78㎡と合わせ87,463.54㎡となるものである。

次に、「国指定史跡の追加指定案件の概要」の3段目の「名越切通」であるが、併せて6頁の「国指定史跡名越切通追加指定範囲図」をご覧ください。史跡名称は「名越切通」で、追加指定箇所の所在地は「鎌倉市大町五丁目2006番ほか」となる。追加指定の理由の要旨であるが、『鎌倉と逗子市小坪（三浦方面）を結ぶ峠道で、天福元年（1233）には「名越坂」とあり、鎌倉七口の中でも最も早い時期に開削されたとみられる。やぐら

群などの遺構、切岸などの人為的地形が良好に遺存する鎌倉市側の山稜部を追加指定して保護の万全を図る。』との内容になっている。追加指定範囲は、「国指定史跡名越切通追加指定範囲図」の太枠内を左上から右下にかけて引いた斜線で示した区域で、追加指定面積は50,048.11㎡で、史跡全体の面積は、既指定地3,290.00㎡と合わせ53,338.11㎡となるものである。

次に、「国指定史跡の追加指定案件の概要」の4段目の「朝夷奈切通」であるが、併せて7ページの「国指定史跡朝夷奈切通追加指定範囲」をご覧ください。史跡名称は「朝夷奈切通」で、追加指定箇所の所在地は「鎌倉市十二所318番」となる。追加指定の理由の要旨であるが、『鎌倉市の北東部、横浜市との市境をまたいで所在する鎌倉と東京湾側の外港、六浦を結ぶ峠道で、仁治2年（1241）に開削工事が進められた鎌倉七口の一つ。切通道の多様な性格を示すやぐら群や切岸などの遺構群が分布する山稜部を追加指定して保護の万全を図る。』との内容になっている。追加指定範囲は、「国指定史跡朝夷奈切通追加指定範囲図」の太枠内を斜線で示した1箇所となっており、追加指定面積は99㎡で、史跡全体の面積は、既指定地96,999.87㎡と合わせ、97,098.87㎡となるものである。

次に、「国指定史跡の追加指定案件の概要」の5段目の「極楽寺境内・忍性墓」であるが、併せて8ページの「国指定史跡極楽寺境内・忍性墓追加指定範囲図」をご覧ください。史跡名称は、「極楽寺境内・忍性墓」で、追加指定箇所の所在地は「鎌倉市極楽寺三丁目1022番7ほか」となる。追加指定の理由の要旨であるが、『社会事業、土木事業に尽力した西大寺律宗の僧である良観房忍性が開いた中世鎌倉を代表する寺院の一つ。鎌倉北条氏等によって庇護を受け、盛時には七堂伽藍が建ち並んでいた。平成20年3月の追加指定・名称変更以後、条件の整った箇所を追加指定して保護の万全を図る。』との内容になってある。追加指定範囲は、「国指定史跡極楽寺境内・忍性墓追加指定範囲図」の太枠内を斜線で示した区域となっており、追加指定面積は784.69㎡で、史跡全体の面積は、既指定地と合わせ40,791.19㎡となるものである。また、今回報告した「国指定史跡の追加指定の状況」については、いずれも世界遺産登録推進に向けた取組の一環として取り組んでいることを申し添える。

(3) 保存管理計画の策定について

文化財課長 史跡の保存管理計画は、国指定史跡を適切に保管し、次世代へと確実に伝えていくことを目的として、その適切な保存管理を行っていくための指針や方法などを定めた行政計画である。策定に当たっては、学識者、史跡地内関係者、行政関係者等で構成する策定委員会を設置し、検討してきた。また、鎌倉の世界遺産登録に向け、個々の対象遺産ごとに「管理計画」を定めることが求められていることから、今回の保存管理計画策定は、世界遺産登録推進準備の一環として実施したものであり、策定にかかわる実務については、市教育委員会の補助執行として世界遺産登録の準備を進めている世界遺産登録推進担当が行ったものである。それでは、平成19年度に策定した記載の3件、7史跡についてその概要を説明する。

はじめに、別添の資料1「史跡朝夷奈切通他保存管理計画書(抜粋版)」をご覧ください。

当保存管理計画書は、「朝夷奈切通」「名越切通」「亀ヶ谷坂切通」「仮粧坂切通」「大仏切通」の5切通の保存管理計画書となっており、平成18年度に着手し、平成19年度までの2か年度にわたって策定作業を進めてきた。まず、策定委員会の構成についてだが、抜粋頁の5頁の委員等名簿をご覧ください。委員は、考古、歴史、植生など、史跡に関連した分野を専門とする学識者、史跡地関係者及び市の関係部長で構成されている。また、文化庁及び県の関係機関などには、助言者として参加いただき、検討を行った。なお、その他の2史跡の保存管理計画策定委員会についても、基本的に委員の構成は同様であるので、以後の説明では割愛する。次に、戻っていただいて目次をお開きください。目次により計画の全体的な構成を説明する。本計画書は、2分冊の構成となっており、第1章から第3章までを第1分冊として、第4章と付編について第2分冊としてまとめている。

第1章は、「沿革と目的」ということで保存管理計画策定の経緯や目的等、全般的な内容について記載している。第2章は、「史跡朝夷奈切通他の概要」ということで、各史跡の位置、史跡の歴史、現状及び指定の内容について記載し、更には指定地の状況について歴史的調査、自然調査、社会的調査という項目で、史跡の価値や意義、そして現状などを整理しているものである。第3章は、「保存管理等の基本的考え方」ということで5つの切通に共通する保存管理の基本的方向性、史跡を構成する諸要素、地区区分と保存管理、植生の管理、追加指定の考え方や指定地周辺の環境に対する考え方など、史跡の管理体制について記載してある。

第2分冊にいきまして、第4章は、「各史跡の保存管理等」として各史跡の地区区分を行い、地区ごとの保存管理の方針や、方法及び現状変更に対する取扱基準、植生管理、追加指定の考え方、整備・活用に関する基本的考え方など管理体制について記載している。また、付編としては、文化財保護法関係の規定と、関連する他法令等の概要について記載している。それぞれの保存管理計画書の全体的な構成は、ほぼ同様の章立てとなっているので、策定委員会の構成と同じくこの後の説明を割愛する。また、本日、お手元にある保存管理計画書の抜粋については、「史跡の概要等」を記載した第1章、第2章について、省略している。以後の説明については、計画書の中心的な内容である第3章以降の「保存管理」と「史跡の管理体制について」に限定して、それぞれの資料に基づき説明する。

それでは、抜粋版の200頁、201頁をご覧ください。第3章「保存管理の基本的考え方」の「保存管理」について説明する。5つの切通に共通する保存管理の基本的考え方として、「史跡の歴史的評価」や「現在の状況」を踏まえ、保存管理計画を策定する上での基本的な方向性を示している。

基本的な方向性としては、切通としての形態を示す歴史的構造物や人工的に作られた地形等は、原則的に現状を維持し、切通としての歴史的価値が損なわれないよう適切に管理を行う。また、道については、利用が継続できるような適切な保存・管理を行うとともに、歴史的な道としての風致を保つよう努める。さらに、民有地のうち、保存管理を適切に行うことや整備が必要と判断される箇所については、公有地化について検討を行うとしている。引き続き、次の頁の「史跡の管理体制について」を、説明する。史跡の管理体制については、切通の各史跡は、史跡指定範囲が広範囲にわたっており、多数の土地所有者等が史跡地内に存在し、かつ様々な土地利用形態が混在していることから、今後、鎌倉市が管理団体の指定を受け、史跡としての一体的な管理を行うとしている。市が管理団体とし

て、主体的に行う管理行為としては、史跡の本質的価値を維持していくための大規模な整備、史跡に関する標識・説明版・囲い等の保存施設の設置、災害等に対する予防・復旧措置等となっている。続いて、資料2の「史跡仏法寺跡保存管理計画書」について説明する。本計画についても平成18年度に着手し、平成19年度までの2か年度にわたって策定作業を進めてきた。抜粋版の60頁の第3章「保存管理」をご覧ください。史跡仏法寺跡の保存管理の基本的方向性としては、良好な状態で保護されている遺構や人工的地形を維持し、適切な保存・管理を行うとともに、防災・防犯に配慮した上で史跡に至るルートを適切に確保し、史跡の本質的価値である立地と地形的特性をあらゆる眺望を重視した公開活用を積極的に行うとしている。しかしながら、急傾斜地で危険な箇所があることから、現在、その対応については、検討しているところである。次の頁の第5章「史跡の管理体制について」をご覧ください。史跡の本質的管理にかかわる保存管理は、管理団体である鎌倉市が行うこととし、史跡の本質的価値にかかわらない日常的な管理については、土地所有者が行うこととしている。また、市民や学生などによるボランティア活動への支援を図っていくなど市民参加の促進に努めることとしている。続いて、資料3の「史跡一升榊遺跡保存管理計画」について説明する。本計画についても平成18年度に着手し、平成19年度までの2か年度にわたって策定作業を進めてきた。抜粋版44頁の第3章「保存管理」をご覧ください。史跡一升榊遺跡の保存管理の基本的方向性としては、「史跡仏法寺跡」と同様、良好な状態で保護されている遺構や人工的地形を維持しながら適切な保存・管理を行い、防犯・防災に配慮した上で史跡に至るルートを適切に確保し、史跡の本質的価値である立地と地形的特性をあらゆる眺望を重視した公開活用を積極的に行うこととしている。次の頁の第5章「史跡の管理体制について」をご覧ください。史跡の管理体制についても、「史跡仏法寺跡」と同様、史跡としての保存・管理は、管理団体である鎌倉市が行うこととし、史跡の本質的価値にかかわらない日常的な管理については、土地所有者が行うとともに、市民や学生などによるボランティア活動への支援を図っていくなど市民参加の促進に努めるものとしている。

以上、ただいま説明した3件の史跡の保存管理計画については、本委員会の報告を終えた後、それぞれ平成20年7月から施行していく予定である。

(4) 世界遺産登録に関する準備状況について

世界遺産登録推進担当担当課長 まず、最初に、世界遺産登録に向けたスケジュールについて報告する。これまで鎌倉の世界遺産登録に向けては、平成20年度に文化庁へ推薦要請を行いユネスコの所要手続きを経て、平成22年度に世界遺産登録を目指すというスケジュールに基づいて、4県市で準備作業を進めてきたところである。

こうした中、昨年、石見銀山の「記載延期」というイコモス（国際記念物遺跡会議）の勧告にみられるように、世界遺産登録に向けた審査が大変厳しくなってきていると、認識して鎌倉の今後の進め方について、これまでも文化庁と綿密な協議、検討を行ってきた。また、5月23日の平泉に関するイコモスの勧告が、石見銀山同様、「記載延期」という厳しい結果であったことを踏まえ、今後のスケジュールなどについて、5月26日に文化庁と協議を行った。なお、イコモスの勧告についてであるが、4つの勧告区分が

あつて、一番上の区分が、世界遺産一覧表に記載する「記載」である。次の区分が、追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回す「情報照会」である。その次の区分が、より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要とされる「記載延期」であつて、石見銀山や平泉の勧告区分は、この「記載延期」であつた。なお一番下の区分は、「不記載決議」というもので、記載にふさわしくないものとされている。協議を行った文化庁からは、鎌倉の世界遺産登録を確実にを行うため、慎重な対応を図るべきとの指導もあり、推薦書原案の記述内容を今一度検討を行うなど、慎重を期さざる得ない状況である。また、平泉は、鎌倉としても先進事例として学ぶところが多く推薦書原案の作成など、大いに参考とさせていただいていたので、今後の準備作業を進める上でも7月に開催されるユネスコ世界遺産委員会における平泉の可否の行方を見守るとともに、その前提となるイコモスの勧告内容を十分分析、検討していく必要がある。文化庁は、平泉に関して7月のユネスコ世界遺産委員会に向け、委員国の理解が得られるよう最大限努力していくとしており、このような状況からこれまでの平成22年度登録という目標は困難な状況であり、今年度の文化庁への推薦要請を見送ることとした。このことは、4県市とも同じ足並みで対応することとしている。

新たな登録目標年度の設定については、文化庁との協議が必須であり、また、平泉の可否の行方を見守る必要があるので、今、明確な時期は言えないが、私どもは、できる限り早期の登録に向けて、準備作業を進めていくので、引き続き、世界遺産登録に向けて、皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願いする。次に、世界遺産登録に向けた準備状況について報告する。「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録候補遺産は横浜市、逗子市を含めた24の遺産の内、鎌倉市分の23の候補遺産について世界遺産登録に向けて求められる個々に必要な準備を進めているところである。まず、史跡の保存・管理を的確に行うための、国指定史跡、保存管理計画策定、管理団体指定などの作業について報告する。

議案集12頁の「世界遺産登録に関する準備状況（鎌倉市分）」をご覧ください。国史跡指定については、先程、報告事項(2)の「国指定史跡の追加指定について」で、ご報告したとおり、寿福寺境内、永福寺跡、極楽寺境内・忍性墓、朝夷奈切通、名越切通の5史跡について追加指定を行ったところである。保存管理計画の策定については、23史跡のうち19年度末までに18史跡の策定が完了しており、残りの5史跡（具体的には、浄光明寺境内、寿福寺境内、極楽寺境内、東勝寺跡、円覚寺境内であるが、）については、今年度中に計画策定を完了する予定で現在作業を進めているところである。次に、管理団体指定であるが、これは、鎌倉市が土地所有者などに代わって史跡の一体的な管理を行うものであるが、切通などの13件の史跡を対象に指定を行う予定であり、すでに5史跡の管理団体指定が完了している。現在、残り8史跡の指定に向けて、地権者の方々の同意をいただくなど取組を進めているところである。史跡の保存・管理に関する準備状況は以上である。

次に、文化庁へ提出する世界遺産登録に向けた推薦書原案の作成についてであるが、神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会において、作成委員会や起草委員会を設置し、検討を行っている。平成19年度から本年5月までに、学識の委員のほか、文化庁職員も同席いただき、作成委員会を2回、起草委員会を6回開催し、顕

著で普遍的価値の証明の記述など推薦書原案の検討を進めていきたい。今後も顕著な普遍的価値の証明や保存管理に関する事項など、原案の検討を行い、これまでどおり、本年7月を目途に一定のまとめを行う予定としている。その後、この一定のまとめに基づき、文化庁と協議を行い、また、同時に、平泉に関するイコモス勧告の内容を分析し、必要に応じて、分析結果を盛り込むなど、推薦書原案の熟度を高めていく。続いて、世界遺産登録に向けた啓発活動についてだが、平成18年7月に発足した「鎌倉世界遺産登録推進協議会」と一体となって、これまで、講演会やワークショップの開催、あるいは「武家の古都・鎌倉ニュース」や「武家の古都・鎌倉マップ」等の刊行物の発行等を通じて啓発活動を行ってきた。今年度も同協議会など市民とともに多様な取組を行い、引き続き世界遺産登録への理解を深めていきたいと考えている。

続いて、「国指定史跡に係る不適切な事務処理に関するその後の経過」について、説明する。平成20年2月議会の当常任委員会で世界遺産登録推進担当内において、「浄光明寺境内追加指定及び名称変更」「仮粧坂追加指定」及び「朝夷奈切通追加指定」の3史跡の追加指定申請事務の中で、16件にわたる不適切な事務処理等が行われたことについて、その後の状況を報告するとともに、新たに「浄光明寺境内追加指定及び名称変更」及び「仮粧坂追加指定」の2史跡において、不適切な事務処理が2件判明したことを報告した。これら18件の不適切事務のその後の状況だが、市としては、引き続き、ご迷惑をおかけした地権者の皆様に、誠意をもってお詫びするとともに、改めて史跡として保護を図っていくべき土地であることを説明し、ご理解、ご協力をお願いしてきた。その結果、18件のうち、13件については、既に同意書をいただくなどにより、不適切事務の対応が終了した。残り5件のうち、3件は個人・法人で、1件については、史跡指定については基本的に了解をいただいているが、史跡の範囲を特定するという課題があり、現在、作業を進めているところである。残りの2件については、鋭意、同意に向けてお話をさせていただいている。財務省の所管地（1件）については、基本的に一定の条件のもとで史跡指定に同意するとの回答を得ており、現在、関係機関と協議中である。また、鎌倉市分（1件）については、他の機関との調整に時間を要していることから、現在手続き中であるが、既に同意依頼済である。

以上、今後とも、全件の早期解決に向けて努力していく予定である。

(5) 深沢小学校用地の提供について

学校施設課長 深沢小学校用地の一部をこども部に提供することについては、当委員会の3月定例会において、協議をしていただいたところであるが、この度、こども部から「びよびよ保育園の移転先を深沢小学校の土地に求めることを凍結した」との報告があった。こども部が、深沢小学校用地取得の考えを凍結した理由として、「地元調整の困難性が高いこと」「教育財産を譲り受けるには、教育委員会との条件整備が十分整っていないと難しいこと」などを挙げている。教育委員会としても、教育財産の活用についてのルールづくりが確立されていない中、早急に事を進めるのは好ましくないと判断し、深沢小学校用地の一部をこども部に提供することを凍結しようとするものである。

ここまでの報告事項に対する質問・意見

((仮称) 鎌倉美術館整備方針の策定について)

宮崎委員 検討委員会での検討を経て、事務局一体となって整備方針についての報告書の説明であった。検討委員会の委員長は誰で何人いるのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 検討委員会の委員は、合計で8名、委員長は倉田公裕さんで美術評論家である。

宮崎委員 この手の報告書には今の検討委員会のメンバーが入っているとより分かりやすいと思うので以後そうした点を考えてほしい。3頁目に作品だけではなくて、作者の美術家の方の作品だけでなく、作者の方との交流があったと思うが、新しい「ゆかり」を作るということで、既に一部の方々とは交流というか勉強会を行っているという趣旨の発言があったがその点を確認したいのと、今後美術館がスタートした後芸術家の方々との交流というか指導ということを市民や子どもたちに対して企画していくという計画もあるか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 今現在、美術家との交流は実施の予定はしていない。美術家との今後の交流だが、例えば美術館ができた時には、館長、学芸員などが配置されることになるが、例えば鎌倉市内で鎌倉にゆかりのある若手の方がどんな芸術活動をしているのか情報を集めて、例えばいらした場合には、具体的に決まっているわけではないが、美術館の中で実際に創作活動などやっていただく場面を来館された方に見ていただくとか、または学校の方から子どもたちが見学に来た時に創作活動をやった中で交流していくとかいろいろなことが考えられるが、過去の鎌倉にゆかりのある方の作品を集めて、研究していくことだけではなくて、これから鎌倉のゆかりになる方も誕生してくる可能性が大なので、そうしたものも含めた中で新たなゆかりを生み出していくということも考えていきたい。

宮崎委員 アイデアとしては、大変結構なことだと思う。美術ではないが、文学という点で言えば、私の記憶が正しければ、井上ひさしさんが文章教室のようなことを市民を対象にされている。数十人の市民に何かテーマを与えて、書いてもらい、書いたことを丁寧に全員に対して添削をされることを聞いたことがあって、市民の文学活動、広く文化活動という意味でとても大きな意味合いを持っている。井上さんの貢献の大きな1つだろうと思う。美術も全く同じようなことがイメージできるわけで、今の説明で学芸員の話があったし、若手の芸術家という話もあった。ベテランの方もおられるので、ベテランから新進気鋭の方々をできるだけ1人でも多く指導者として登場いただくような形で構想を練られるようにするといいのではないかと感じる。平山郁夫さんは鎌倉の在住なので、そういう大御所に出てきていただいて、例えば先程の井上ひさしさんの活動を美術の指導ということになさっていただく。これはものすごい効果があるのではないかとと思われる。その関連

で伺いたいのだが、平山さん以下鎌倉には著名な美術家の方が多くいらっしゃると思うが、そうした方々の美術館の運営に対する協力体制の取り付け、あるいはどのように建設し、運営していくのかに対する御意見伺いということも意味があるのではないかと思う。全体の計画書の説明を今聞いてみると、鎌倉在住の名だたる美術家、芸術家の方々にこのようなことで協力していただくという視点が1つ伺えなかったようだが、その点はどうか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 美術館を建設して具体的にどのような形で運営していくかというような基本的なコンセプトを定めさせていただいた。確かに鎌倉市内にかなり著名な美術家の方たくさんいると思う。野村総研跡地に既存の建物を利用して美術館を建設していくという形になっていて、こういう計画を定めたが、今後、さらに具体的なソフト面の今、宮崎委員がおっしゃった形で著名な方の協力をいただいたり、意見を伺うということについては、検討した中で実際に計画の中に反映されるか、または施設を建設して運営していく段階の中で館長なり学芸員の人脈の中でご協力を要請していくのか、そのへんについては、専門職の採用等も含めてもう少し研究させていただきたいと考えている。

宮崎委員 詳細については検討委員会の方々や事務局にお任せしながら良いアイデアが固まっていくようお願いしたい。4頁の展示の中の「まちなか展示」とあるが具体的にはどういったことをイメージされているのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 実際に美術館が所蔵している貴重な絵をまちの中に、空調設備も整っていない中で展示するという事は難しいが、実際にこの「まちなか展示」というのは、小・中学生が例えば授業の一環になるかもしれないが美術館でいろいろ美術活動をしたり、自主的に学んだ中で自分が作った作品をただ単にギャラリーに展示するだけでなく、より多くの方に見ていただくために、例えば鎌倉駅の下にある地下道ギャラリー、そうした所にこういう活動をしているというものを展示したり、商店街とかにご協力を求めて展示して、美術館にただ単に来て作品を見るだけではなく、子どもたちがたくさん来て、こういう学習をしているというPRする形も含めて、多くの方に見ていただくということでこういうことも検討していきたいと考えている。

宮崎委員 「まちなか」のまちには、自然ということも入ると思う。例えば、海岸であるとか、野村総研の跡地の中の森林とか、今話に出たようなタウンとしてのまちもあると思う。そうした所を創作展示のスペースとして考えていくことも十分ありえるわけで、たくさんある中の1つのやり方だと思う。これから具体化されていくだろうということを期待したいと思う。5頁だが、基本計画の中に記述してあるが、「購入基金の設置を検討するとともに年度計画も策定することとします」これはどういったことを意味しているのか。購入基金を作るというのはわかるが、少し具体的な見通し例えば年度の計画などがあれば、その説明もお願いしたい。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 購入基金は具体的に近隣の美術館においても、美術品を購入する場合かなり高額なものになるので、美術品が売りに出ているのを瞬時に対応でき

るための基金ということになる。基金を使って購入しやすくする。それから年度計画だが、実際に年度計画というものは、方針の中には記載しているが、具体的にどういうものとは定めていない。これについては、実際に美術品を収集していく中で一括で購入することが大変難しいわけだから、そうした中で誰のこういうものを中心に集めていこうねとか、または、来年度はこういう方の絵を中心に集めていこうかとか、更に再来年度はこういう方の絵を中心にとか、闇雲に買っていくのではなく、ある程度計画を立てて、館長、学芸員が中心となって決めていくが、そういう中で計画性を持ってやっていこうということで記述した。

宮崎委員 基金は近々立ち上げるという考えか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 基金の設置については、条例で定めなければいけないので、条例をきちんと制定するということが基本的に必要かと思う。金額等については、定めるのが一番だが、このことについては、今後関係セクションと協議しながら、まず基金の設置すること自体が可能なかどうか、そのことも含めて今後協議していくことになる。

宮崎委員 6頁に研究成果の還元の中で「ホームページを活用していく」という記述がある。ホームページというのは広く情報を発信していく、受信することもあるが、欠かせないツールとなっている。従ってこのホームページだが、ここに力を集中していただければと思う。このホームページの力、出来具合がかなり美術館の成否を左右していくのではないかというぐらい考えられると思う。ホームページをどのように作るかという方法的なことも含めて、思い切ったホームページを作っていただきたい。予算も重点的に配分されることもあるだろうし、あるいはまた以前ここで拝見したが、仏像を多角的に湘南工科大学だったか、そこの大学生に協力してもらい、作ってリリースしているというような話もあったし、その作品も見せてもらった。そのようなものをやるとすれば、学生にとってもプラスかもしれないし、予算も最低限度のもので済むのではないかということイメージする。ホームページにはいろいろな角度から知恵を集めて効果的なものを作っていただければと思う。それから、13ページに広報というタイトルがあるが、ホームページとも関連するが、美術館の成否を左右する大事なファクターだと思う。最近、大学などでは、東京大学でもそうだが、民間にいた広報のバリバリの専門家をブレンハンティングするなど強化している状況なので、この広報にも特に力を入れてほしい。鎌倉は既設の美術館が市設のものも含めてたくさんある。このネットワークをどう図っていくのが大事だと思うことだが、全くその通りだと思う。一般的なネットワークは必要だが、鎌倉の美術館めぐりを観光の視点から足の便を考え、アプローチを整えるということもそうだが、他のところどう結ぶか。やはり、観光施策というテーマの中で結びつけて考えると良いのではないかという感じがしている。そうしたことを全体を支えていくのは、やはり市民だと思う。世界の有名な美術館を見てみると多くは、市民ボランティアで、しかもボランティアの人たちは、きわめて専門性の高い勉強をしている。時々スポット的な美術展が日本でも催されて、その際の監視員は、特に美術の専門知識がなくても臨時の雇用関係に基づいて配置されているが、単なる道筋の案内ぐらいしかできないわけだが、そうではなく、美術品に

対しての造詣も知識も深いというような市民ボランティアを養成するという方向が大切になってくるだろうと思う。そういうことで市民の協力を仰いでいく。ここで初めて美術館がより有効に機能していくのではないかと思う。

梅津委員 4頁になるが調査研究の中に「子どもたちの鑑賞活動・美術創作活動に関する調査研究」と教育普及の中に「育む活動」とあるが、これからの運営活動について委員の方々に提案したいと思うのは、美術館の建物は造られているものの出来上がった展示品等に対するものもそうだが、どうやってそれができていくのかという大変な部分、どのようにしてそれをケアして後世に伝えていくかという部分を子どもたちに1年に何回か、鎌倉という都市に生まれ育ったので、そういうものを大切にしていく。観光客に対して先程の監視員みたいな形のを時には子どもたちにしていただき、観光客が来た時には案内を子どもたちがするという役目、毎回ではないが時間をとってやってほしい。今、ホームページやバーチャルの世界が多い中で本物を最初から見ていく。そうすると、これだけの時間を携わって、最初から完成するまでがこういうようにできていて、私たちの鎌倉のそういうものを今後大切にしながらいかなくてはいけないという気持ちを実際的に、子どもたちに味わってもらいたいと思う。そのために、わざわざ各学校順番に時間をとっていいのではないかと思う。またとないチャンスだと思う。運用方法など方法論はお任せするので、近くの自然もただ大切にするのではなく、平山の草むしりでもないが、季節の花や案内などケアするところを子どもたちに一緒にしてほしい。お互いに各学校が来た時に他の学校の生徒が案内するというのも危険はあるかもしれないが事前に学校で注意も必要だと思うが、そういうものも含めて、すべて鎌倉で育つという意味でもとても重要なのではないかと思う。ぱっとすばらしい美術館ができたのを見るのではなく、どんな努力があり、どんな大変なものがあるかということを身体で示すのにちょうど良いチャンスではないかと思うので、提案したいと思う。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 ただ今のご意見ありがとうございます。実際に野村総研跡地にできる美術館だが、次代の担う子どもたちの感性を豊かにしていくということも先程説明したが、作品をただ見るだけではなく、実際体験し、体で感じるということが非常に大事ではないかと思っている。そうしたことからワークショップや自然の中、郊外で実際に美術活動をしたり、また美術品ができるまで子どもに分かりやすく説明する、また実際に体験してもらおうとかが大切だと思っている。美術館を実際に運営していくのは生涯学習部の所管になるので今後とも美術館をいかに子どもたちに活用していただき、学びの場として美の一場面になるように今後も連携をしっかりとって、子どもたちのためにいい美術館になるよう目指していきたいと思う。

藤原委員長 美術館の整備方針の計画がすばらしく具体的に詳細にわたって計画されていることに驚いた。委員の方のご尽力がいろいろなところに表れていると思う。機能も多様に対応するように作られているし、これから鎌倉の一つのランドマークとして大いに内外に打ち出していけるのではないかとうれしくなってきた。委員の方にもよろしくお伝えください。この中で子どもたち、市民の方の対応も詳細に語られているし、先程の梅津委員

が話されたできる過程を子どもたちにも手伝ってみてもらうということは、本当にすばらしいものだと思う。1月に歴史博物館の野村総研の本館と研究棟2つ、これをそれぞれ本館と歴史博物館が研究棟に分かれてという提案がされたが、今後はどのように展開していくのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 今、歴史博物館の方についても、委員会で検討しているが、生物科学棟が2棟あり、その合計面積が約7,000㎡である。一番奥の細長い本館が7,000㎡ぐらいあるが、博物館の方としては、どうしても7,000㎡必要だというのが、多くの委員の意見なので、生物科学棟の方に2棟の歴史博物館が収まるようにするとどうしても美術館の方は一番奥の本館の方に移らざるを得ないということで、先程説明した17頁、18頁でも、本館に置くと仮定した場合は、こういう配置になるのではないかとということで、ここに記載したが、最終的に決定ということではないが、こういう配置の可能性が今のところは大きいのではないかと感じている。

宮崎委員 説明の最後にあった新しい検討委員会専門家6名で今年度立ち上げるということだったが、もう少し具体的に説明してほしい。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 まだ、具体的にどの方をお願いするか、まだ現在決まっていない。実際に整備方針を作って仮に本館の方で約3,300㎡の美術館を建てた場合、実際に展示室とか収蔵庫とか設置しなければいけないが、具体的に天井高をどのくらいにするのか、または展示室の中にガラスの展示ケースを設けるのか設けないとか、収蔵庫の面積はある程度出ているが、どういう形での動線の動きになるのか詰めていきたい。例えば、天井を高くするために2階と1階をつなげた場合、構造的に大丈夫かどうか諸室の配置も含めて、ある程度強度も大丈夫なのかどうかも含めて更に詳細に検討していきたい。

宮崎委員 現在ある検討委員会というのは、これで終了ということか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長 先程説明した8名の委員については、今年の3月にこの方針案を出して1年間だったが、終了している。

(国指定史跡の追加指定について)

藤原委員長 国指定史跡の追加指定について、先程国からの指定があったということだが、例えば寿福寺境内とかを見ると、用地として今後これからもまだ少しずつ続くのか。

世界遺産登録推進担当担当課長 まず、世界遺産登録に向けては、国内法での文化財を守っていくということが前提となっている中で、史跡指定という形がベストである。世界遺産登録を目指すという意味では、ほぼ史跡指定ということは終了している。今回追加という部分については、条件が整ったということだが、本来は史跡であるところであったわけ

だが、地権者の同意をいただくなどして手続を取ることが可能となったので、今回追加で出している。議案集の12頁にあるが、史跡指定として終了という形で記載している。

19番の名越切通と21番の仮粧坂が、本来史跡として保護すべき地域がまだあって、皆様のご理解をいただいて次回追加指定の手続きが取れそうな状況にあり、この申請が終わると世界遺産登録に向けた史跡指定の準備というのは終了すると考えている。

宮崎委員 今回の質疑と関連するが、世界遺産登録という点で考えると12頁の資料で見ると23地点になっているが、地点という意味でいえばこの世界遺産に登録する場所というのは23地点で全部か。

世界遺産登録推進担当担当課長 世界遺産登録に向けては、コアといわれる候補遺産・資産といわれるものをまず特定する。コアの周りに緩衝地帯といわれるものを設けるのが基本となっていて、鎌倉の世界遺産登録に向けては、横浜市に所在する称名寺と合わせた24を候補遺産として、これに基づいて登録事務を進めている状況である。

宮崎委員 鎌倉の23の中で今日の議題は前後したが、世界遺産登録に関する要件がまずあって、その要件の中で国指定史跡の追加指定という必要性が出てきたということか。

世界遺産登録推進担当担当課長 史跡の追加指定については、世界遺産登録とはある意味別のものとして、文化庁行政の史跡を保護していくということで、世界遺産登録の様々な準備をする中に国内法で文化財を守っていくとそれが、史跡指定という方法だと考えている。史跡指定は文化庁行政固有のもので、世界遺産登録としても準備を進めていくものと考えている。

宮崎委員 一般論で聞きたいが、国指定史跡というのは先程の説明の流れを聞いていると、文化庁が追加指定するように指示をするというそれを受けてその該当する史跡がある市町村という理解になるのか。そこが管理者の指定を受けて様々な必要な作業を進めるという流れか。

世界遺産登録推進担当担当次長 一般論で指定史跡の流れを説明すると通常では市町村が地元で研究し、史跡として保護すべき範囲を十分検証した上で、県や国に相談し、国指定にふさわしい内容になった段階で国へ申請をして、国の文化審議会で審議をし、確定していくという流れになる。今回、世界遺産登録を進めるに当たり、コンセプトと関連して、対象候補遺産をどうしていくのか、この検討を文化庁職員も同席する中で決めてきた。そうした中で、史跡指定はされているが範囲が不十分だとか、それとも史跡指定そのものが行われていないというような検討があって、指導を受けながら指定してきたということがある。

宮崎委員 少し違った角度の話だが、五月雨式に委員会に対して、追加指定が頻繁に出されているようである。史跡自体の評価というのが新しく出てきたとか、史跡が新たに発見さ

れたという場合はやむをえないとしても、行政をスムーズに進めるためには、全体を調査検討して、それに基づいて一括して速やかにことを進めていくことを行政には望みたい。追加指定に事務というのは、地権者の関係とかあると思うが、五月雨式だと煩雑だという印象はないか。

世界遺産登録推進担当担当次長 確かに追加指定の内容が出てきている点がある。本来史跡の指定に当たっては、まず、学術的に検討して、本来保護すべき範囲というのを定める。この範囲が史跡として保護していくことが適当だろうということが前提としてある。この範囲を国と協議をし確定していく。その範囲に住んでいる方々に対して同意をいただいく。ある一定の同意の件数がたまって、一定の保護が図れるとなったところで史跡指定を行う形になる。まだ、同意をいただいていない方が残った場合、継続的に理解を求めていく作業を進めていく。それが、ある程度たまったところで申請をするというのが今実態となっている。ご指摘のとおり新たに学術的なものが出てきて、突発的に対応するというよりも、最初にあらかじめ保護すべきというものの範囲を定め、その同意の状況によって、指定、追加指定を進めている。ただ、文化庁ともある程度世界遺産登録の準備をにらんだスケジュールの中でやっているのも本来ならもう少しまとめてやるべきではないかというところもある。今後の課題になってくるとも思う。史跡指定については、今回鎌倉の候補遺産23点に絞ったが、この絞っていく過程の中で80以上の寺社があつて、それぞれ検討している。それらは、たまたまコンセプト上史跡指定の中に入らなかったが、本来保護すべきものというのは候補として何点も挙がっている。こういうものも、今後検討、研究する中で国指定史跡というのは長い取組として進めていくべきものだろうというように考えている。

宮崎委員 地権者の承認を得る前から、学術的にはおおむねこのくらいの範囲のものが指定するに値するだろうという見通しがあつたが、しかし、地権者の了承が必要なので、そうした手続のために時間を要していて、今般それが整つたので追加指定するに至つたという理解でいいか。

世界遺産登録推進担当担当次長 その通りである。

(世界遺産登録に関する準備状況について)

仲村委員 世界遺産の登録は鎌倉市を登録しようとしたのかと思つていたが、12頁に載っている23を点として登録しようとしているのか。

世界遺産登録推進担当担当課長 世界遺産登録というのは、まず、コアとなる資産を決めることになっていて、これまで検討を重ねてきた。鎌倉市の23をコアとして、その周りを緩衝地帯として合わせて世界遺産登録していくということである。

仲村委員 周りというのは鎌倉市全体が世界遺産となるということではないのか。

世界遺産登録推進担当担当課長 全体ではなく、候補遺産のコアのところの周辺となる。コアの部分の環境を保護するという観点から周りについても景観や高さなどの土地利用について制限していく地域を設けていくという意味である。

世界遺産登録推進担当担当次長 補足すると、コアの周りにバッファゾーンというのを、コアに応じて設定していくというのが一般的なやり方である。鎌倉の場合は、非常に狭い範囲に密集して登録遺産があるということなので23点をまとめてくくってバッファゾーンを設定する。そのおおもとなるのが、古都保存法で地域の多くの部分を占めている。バッファゾーンという範囲は、鶴岡八幡宮を中心とした鎌倉地域というエリア一体で約1,740haをバッファゾーンに設定していく。その中に直接登録の対象となるコアが23箇所所在する。なので、世界遺産に登録されたのは何ですかと言われた場合、23件の点所在する社寺や遺跡、これらが世界遺産として登録される物件というようになる。

仲村委員 私は永福寺跡や法華堂跡に行っていないが、何もないのに世界遺産となるのか。

世界遺産登録推進担当担当課長 現状は、ある意味外見上は野原のように見えるが、いろいろな調査を行ってその下に埋蔵文化財があるというのを確認しているので埋蔵文化財を世界遺産登録するということである。

仲村委員 管理団体指定はどういう団体になるのか。

世界遺産登録推進担当担当次長 管理団体の指定については、世界遺産登録に当たっては、資産を管理、保護しているということをきちんと証明していく必要がある。鶴岡八幡宮、円覚寺、建長寺というのは社寺が現時点で管理している。その方針となるべき保存管理計画も行政計画として定め、それに基づいて管理していただくということで十分な管理の担い手と位置づけられているので、改めて行政が管理団体指定を受けていくということは考えていない。ただ、切通のように多数の土地所有者がいる、一体的に整備をしていかなければいけないというときに整備の担い手となる人間、また防災の対応をとるようなものがないという状況になる。そうしたときに地元の市町村が管理団体の指定を受けることによって土地所有者に代わって史跡を一体的に整備するということができるという状態になる。そうしたことから管理団体が13件必要だと言ったのは、すべて社寺を除く遺跡を対象にしているものである。

梅津委員 23件入っているが、バッファゾーンを含めて、武家の都市かまくらという鎌倉自体が大きな世界遺産というように思っている。そのために地権者なり、管理団体の指定なりいろいろなことで本当にご苦労されていると思う。是非がんばっていただいて、ヨーロッパのいろいろな都市もその都市、そのまち自体が世界遺産というか芸術というか、そこに降り立っただけで鎌倉の風が違うと言われているので、そのような状態を続けて

頑張って是非やっていただきたいと思う。

(報告事項はそれぞれ了承された。)

(6) 行事予定 (平成20年6月10日～平成20年7月9日)

(議案集記載のとおり報告)

行事予定報告に対する質問・意見 なし

(行事予定報告はそれぞれ了承された。)

<日程第2 議案第9号>

鎌倉市教育委員会委員長の選任について

藤原委員長 日程第2 議案第9号「鎌倉市教育委員会委員長の選任について」を上程する。
議案の説明をお願いします。

教育総務部次長兼教育総務課長 現在、委員長の職にある藤原委員は、平成19年6月23日に教育委員会委員長として選任され、平成20年6月22日をもって委員長の在職期間が1年となる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律12条の規定により、委員長の任期は1年と定められていることから、改めて、委員長の選任をしようとするものである。なお、この規定では、再選することができるもとしており、任期は、平成20年6月23日から平成21年6月22日までの1年間となる。

また、委員としての任期がこの間に終了する場合には、委員長としての任期も、委員としての任期終了の日までとなる。なお、対象となる委員さんには、議決の際には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の除斥規定により退席いただくことになるのでよろしく願います。

質問・意見

(委員長が選任の方法は指名推薦とすることを出席委員に諮り、異議なく了承された。)

(藤原委員が指名され、除斥規定により退席するため、いったん休憩とした。)

(再 開)

(進行を委員長職務代理者が行い、藤原委員を委員長に選任することについて出席委員に諮り、異議なく選任された。)

(除斥規定により退席していた藤原委員長が着席するため、いったん休憩とした。)

(再開)

<日程第3 議案第10号>

鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の選任について

藤原委員長 日程第3 議案第10号「鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の選任について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

教育総務部次長兼教育総務課長 現在、委員長職務代理者である仲村委員は、平成19年6月23日に教育委員会委員長職務代理者として選任され、平成20年6月22日をもって在職期間が1年となる。任期は、平成20年6月23日から平成21年6月22日までの1年間となる。

また、委員としての任期がこの間に終了する場合には、委員長職務代理者としての任期も、委員としての任期終了の日までとなる。なお、対象となる委員さんには、議決の際には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の除斥規定により退席いただくことになるので、よろしくをお願いします。

質問・意見

(委員長が選任の方法は指名推薦とすることを出席委員に諮り、異議なく了承された。)

(仲村委員が指名され、除斥規定により退席するため、いったん休憩とした。)

(再開)

(委員長が仲村委員を委員長職務代理者に選任することについて出席委員に諮り、異議なく選任された。)

(除斥規定により退席していた仲村委員が着席するため、いったん休憩とした。)

(再開)

藤原委員長 本日の日程は、すべて終了した。6月定例会を閉会する。